



2024年11月8日

各 位

会 社 名 株式会社正興電機製作所
代 表 者 名 代表取締役社長 添 田 英 俊
(コード番号:6653 東証プライム・福証)
問 合 せ 先 取締役経営統括本部長 田 中 勉
(TEL 092-473-8831)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2024年11月8日の取締役会決議により、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

当社グループは、1921年の創業より、「最良の製品・サービスを以て社会に貢献す」を社是として掲げ、堅実な経営、人材育成を基礎として、時代を切り拓く技術の開発を続けてまいりました。2021年に創立100周年を迎え、環境に優しい安全で快適な社会実現への更なる貢献と次なる100年に向けた成長を目指しております。当社グループでは、「電力部門」、「環境エネルギー部門」、「情報部門」、「サービス部門」、「その他(エレクトロニクス制御機器部門等)」の5つの分野で連結経営を行っており、グループ各社の緊密な連携のもとに、製品の開発、生産、販売、サービス活動を展開しております。特に、当社グループのもつ情報と制御の独創技術により、コア事業である電力、環境エネルギー分野の更なる事業拡大を推し進めるとともに、新製品・新事業の創出に取り組んでおります。

当社グループを取り巻く事業環境は、気候変動問題が深刻化し、自然災害の激甚化・多発化は経済・社会活動に大きな影響を与えております。さらに、人口減少や少子高齢化に伴う労働力不足が加速しており、企業は2030年を達成目標としたSDGsやESGなどサステナブル社会の実現に向けた、社会課題の解決への取り組みを求められ、今後もこの傾向はさらに強まっていくと思われま。

このような事業環境において、これまでIT(情報技術)、OT(制御・運用技術)、プロダクト(モノづくり)に最新のデジタル技術を融合し、電力システム・環境エネルギー・情報システムなど、社会インフラの構築を通じて事業活動を行ってきた当社グループが大きく成長するチャンスと捉え、「脱炭素社会の実現」や「デジタル技術の活用による社会インフラシステムの高度化」を通じた社会課題の解決による事業の成長に取り組んでまいります。

今回の新株式発行による調達資金は、ひびきの研究開発センター(仮称)建設(福岡県北九州市 北九州学研都市内)に係る建設資金及び設備投資資金の一部に充当する予定です。ひびきの研究開発センター(仮称)は、ひびきの地域における理工系大学、研究機関及び先進企業とのシナジー効果を最大限に活用し、当社グループの成長の柱となるデジタル(DX)・脱炭素(GX)分野における事業拡大、産学官連携による最先端の製品・技術開発を行う研究開発拠点となります。導入主要設備として、次世代蓄電池(レドックスフロー電池)を活用した電力需給制御システム、最新センサやカメラ、AI・ロボティクス技術を活用した設備遠隔監視のスマート保安システム等をはじめ、新製品・新システムの実証設備を導入予定です(詳細は、2024年8月28日公表の「ひびきの研究開発センター(仮称)建設決定のお知らせ」をご参照ください。)。ひびきの研究開発センター(仮称)(研究開発棟・先端モノづくり棟)の建設により、「新事業・新製品の開発力、研究開発における試作・検証、事業化した際の生産能力の拡充、製品製造のスピード強化」を図り、事業拡大による更なる成長と企業価値向上に努めてまいります。

また、北九州市との立地協定を締結し、停電時には周辺施設へ電力を供給可能な「地域EMS(エネルギー

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ゲーミングシステム)」の推進を計画しています。

なお、ひびきの研究開発センター(仮称)建設は、経済産業省による「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化などの大規模成長投資補助金」の一次公募に採択されております。

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化などの大規模成長投資補助金に関する詳細につきましては、中堅・中小成長投資補助金事務局ウェブサイト (<https://seichotoushi-hojo.jp/index.html#kv>) をご覧ください。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,135,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年11月18日(月)から2024年11月20日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 2024年11月25日(月)から2024年11月27日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 添田英俊に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- | | |
|----------------|--|
| (1) 売出席式の種類及び数 | 当社普通株式 170,000株
なお、上記売出席式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出席式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売出席人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売出席格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出席格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。） |
| (4) 売出席法 | 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から170,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 |
| (6) 受渡期日 | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。 |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 添田英俊に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. グリーンシュューオプションに係る第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 170,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2024 年 12 月 17 日（火）
- (6) 払込期日 2024 年 12 月 18 日（水）
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、グリーンシュューオプションの付与及びグリーンシュューオプションに係る新株式買取契約の締結、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 添田英俊に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受人であるみずほ証券株式会社が当社株主から 170,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、170,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は 2024 年 11 月 8 日（金）の取締役会決議により、前記「3. グリーンシュエーションに係る第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式 170,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2024 年 12 月 18 日（水）を払込期日として行うことを決定しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2024 年 12 月 13 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	12,603,595 株	(2024 年 11 月 8 日現在)
(2) 一般募集による増加株式数	1,135,000 株	
(3) 一般募集後の発行済株式総数	13,738,595 株	
(4) 本件第三者割当増資による増加株式数	170,000 株	(注)
(5) 本件第三者割当増資後の発行済株式総数	13,908,595 株	(注)

(注) 前記「3. グリーンシュエーションに係る第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,509,027,850 円について、2026 年 4 月までに、全額をひびきの研究開発センター（仮称）の建設資金及び新製品・新技術の開発に向けた実証設備の設備投資資金に充当する予定であります。ひびきの研究開発センター（仮称）は、ひびきの地域における理工系大学、研究機関及び先進企業とのシナジー効果を最大限に活用し、当社グループの成長の柱となるデジタル(DX)・脱炭素(GX)分野における事業拡大、産学官連携による最先端の製品・技術開発を行う研究開発拠点となります。ひびきの研究開発センター（仮称）の建設により、「新事業・新製品の開発力、研究開発における試作・検証、事業化した際の生産能力の拡充、製品製造のスピード強化」を図り、事業拡大による更なる成長と企業価値向上に努めてまいります。

なお、上記手取金は、具体的な充当時期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

また、当社グループの主な設備投資計画については、2024 年 11 月 8 日現在（ただし、投資予定額の既支払額については 2024 年 10 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手年月	完了予定 年月	
提出 会社	ひびきの 研究開発 センター (仮称) (福岡県北 九州市)	全セグメント	研究開発棟	1,750	—	増資資金、自己 資金及び 借入金 (注) 2.	2024 年 10 月	2026 年 4 月	新たな事業・ 製品の創出 (注) 3.
		全セグメント	先端モノづくり棟	1,700	—	増資資金、自己 資金及び 借入金 (注) 2.	2024 年 10 月	2026 年 4 月	新たな事業・ 製品の創出 及び生産効 率の向上 (注) 3.
		全セグメント	機械装置	650	—	増資資金、自己 資金及び 借入金 (注) 2.	2024 年 10 月	2026 年 4 月	新たな事業・ 製品の創出 及び生産効 率の向上 (注) 3.

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. ひびきの研究開発センター（仮称）建設は、経済産業省による「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化などの大規模成長投資補助金」の一次公募に採択されており、当該補助金もひびきの研究開発センター（仮称）の建設資金及び新製品・新技術の開発に向けた実証設備の設備投資資金に充当する予定であります。

3. 各設備投資は研究開発及び生産能力増強を目的とするものですが、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、継続的な安定配当を基本

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

にしつつ、業績に応じた経営の成果を迅速に株主様に還元することを基本方針といたしております。また、市場競争力の維持や新規事業展開、研究開発のための内部留保の確保を念頭に、財政状態、利益水準等を総合的に勘案して決定することとしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。なお、当社は、会社法第 459 条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当をおこなうことができる旨を定めており、年 1 回以上の配当の実施を基本としております。また、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、市場競争力の維持や新規事業展開、研究開発などに有効投資していきたいと考えております。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2021 年 12 月期	2022 年 12 期	2023 年 12 期
1 株当たり連結当期純利益	87.17 円	89.25 円	98.92 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	30.00 円 (10.00 円)	30.00 円 (15.00 円)	35.00 円 (17.50 円)
実績連結配当性向	34.4%	33.6%	35.4%
自己資本連結当期純利益率	10.0%	9.6%	9.7%
連結純資産配当率	3.4%	3.2%	3.4%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社に帰属する当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

処分期日	手取概算額	調達後資本金	調達後資本準備金
2022 年 5 月 13 日	25,951,914 円 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	2,607 百万円	1,887 百万円
2023 年 5 月 19 日	26,615,540 円 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	2,607 百万円	1,887 百万円
2024 年 5 月 17 日	30,476,873 円 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	2,607 百万円	1,887 百万円

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始 値	2,178 円	1,229 円	962 円	1,092 円
高 値	2,615 円	1,298 円	1,242 円	1,630 円
安 値	1,135 円	951 円	910 円	966 円
終 値	1,203 円	965 円	1,102 円	1,281 円
株価収益率	13.80 倍	10.81 倍	11.14 倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。
 2. 2024年12月期の株価については、2024年11月7日(木)現在で表示しております。
 3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株式を信託財産とする退職給付信託の委託者である九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社及び西日本鉄道株式会社並びに当社株主である株式会社九電工、株式会社日立製作所及び土屋直知は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。